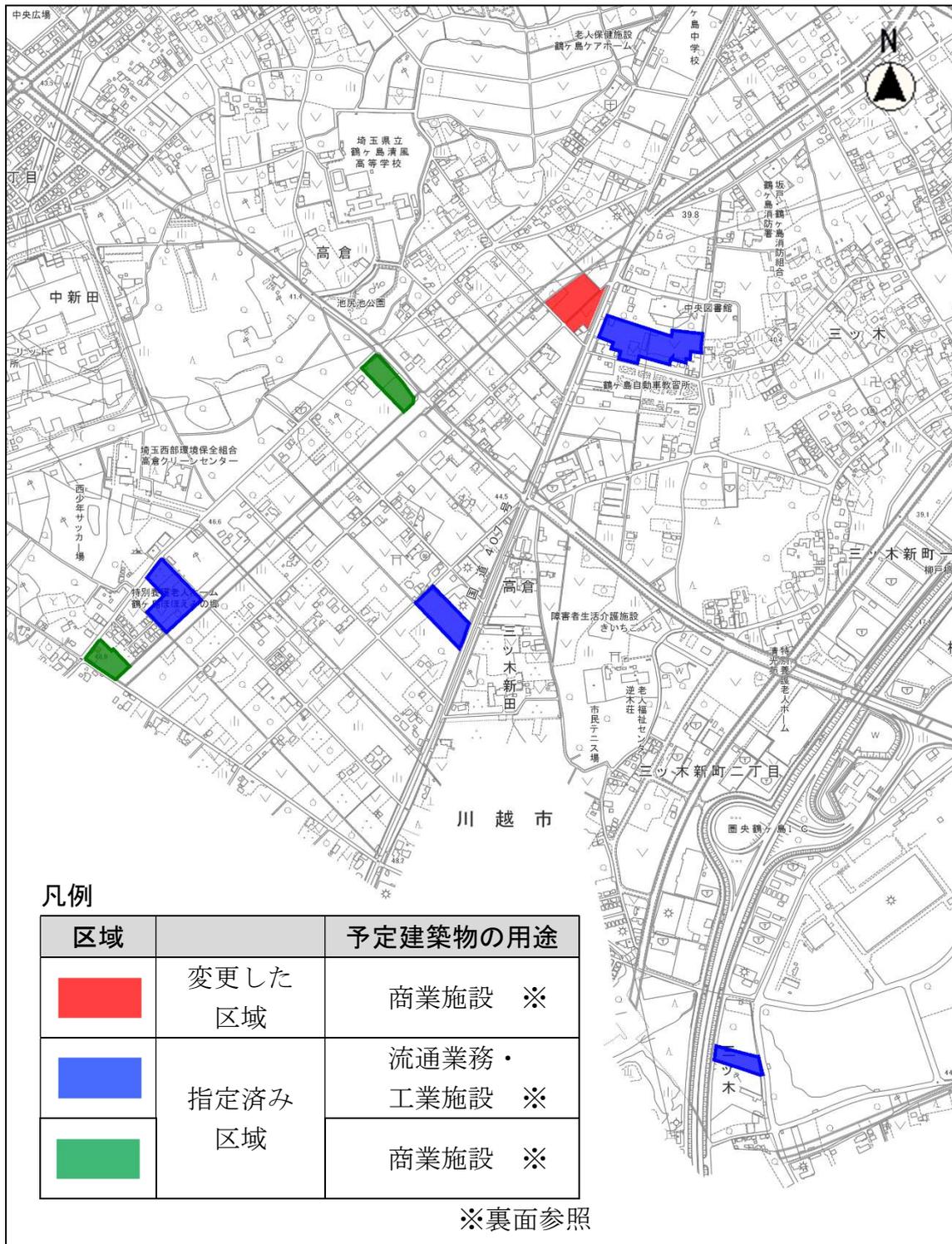


鶴ヶ島市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例 第6条第1号に係る指定区域図



予定建築物の用途

流通業務・工業施設

次のア、イ又はア及びイを併せ有する施設とする。

ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する廃棄物の処理の用に供する建築物のうち、建築基準法第51条ただし書許可を受けたもの及び破碎、焼却等の処分の用に供するものを除く。

ア 流通業務施設

流通業務施設とは、建築基準法別表第2（る）項に掲げる建築物（準工業地域に建築できない建築物。）以外の建築物のうち、倉庫及び荷さばき場とする。

イ 工業施設

工業施設とは、建築基準法別表第2（る）項に掲げる建築物（準工業地域に建築できない建築物。ただし、金属の溶融又は精錬の事業を営む工場等は含まない。）以外の建築物のうち、工場とする。

商業施設

建築基準法別表2（へ）項に掲げる建築物（第二種住居地域に建築してはならない建築物。）以外の建築物のうち、小売業の店舗（大規模小売店舗立地法第2条第1項に規定する店舗面積の合計が3,000平方メートル未満のものに限る。）並びに小売業の店舗及び飲食店の用途のみを併せ有する施設の用途のいずれかに該当するもの（当該用途に供する部分の床面積の合計が1万平方メートル以下のものに限る。）とする。